

■ 西宮市の宅地造成工事規制区域内及び敷地面積が500㎡以上の建設予定地の調査依頼書を提出する際に必要な書類

西宮市の宅地造成工事規制区域内及び敷地面積が500㎡以上の建設予定地において、当社に建築確認申請をされる場合、下記の図面を西宮市の担当課へ提出する必要がありますので、調査依頼書と同時に西宮市へ提出できるように別綴じで2部準備してください。なお、書類の内容に不明な点があるときは、問い合わせや修正が必要な場合があります。

1. 宅地造成工事規制区域内で敷地面積が500㎡未満の場合

造成工事がない場合	造成工事がある場合 (造成工事とは宅地造成等規制法に基づく許可が不要の場合も含まれます)
①付近見取図 (1/2500) ②現況平面図 (1/100～1/200程度) ③現況断面図 (1/100～1/200程度) ④現況写真	①付近見取図 (1/2500) ②現況平面図 (1/100～1/200程度) ③現況断面図 (1/100～1/200程度) ④現況写真 ⑤造成計画平面図 (1/100～1/200程度) ⑥造成計画断面図 (1/100～1/200程度) ⑦擁壁展開図 (1/50～1/200程度)

2. 敷地面積が500㎡以上の場合 (宅地造成工事規制区域内・外共)

造成工事がない場合	造成工事がある場合 (造成工事とは宅地造成等規制法に基づく許可が不要の場合も含まれます)
①付近見取図 (1/2500) ②現況平面図 (1/100～1/200程度) ③現況断面図 (1/100～1/200程度)	①付近見取図 (1/2500) ②現況平面図 (1/100～1/200程度) ③現況断面図 (1/100～1/200程度) ⑤造成計画平面図 (1/100～1/200程度) ⑥造成計画断面図 (1/100～1/200程度)

※②③については、隣地との高低差がわかるよう周辺の地形、構造物を記入したもの。

※造成箇所について、切土は黄色、盛土は緑色に着色したうえで、がけ面の最大高さを表示する。

※④の写真は周辺の地形、隣地との高低差、擁壁等の詳細がわかるように撮影し、②の平面図に撮影方向を記入する。

※提出図面はすべて設計者の記名、押印を行ってください。